

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 准看護婦養成所指定事項の変更
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止
基本測量の終了
- 建設業者の変更登録
- 生活保護法の規定による指定医療機関の休止
- 生活保護法の規定による医療機関の指定
- ◇教委告示 昭和三十七年度鳥取県育英奨学生募集要領
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇人委規則 職員給料の調整額に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第二百三十七号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百五号（鳥取市三伯

医師会准看護婦養成所指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月一日から適用する。

昭和三十七年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取市三伯医師会准看護婦養成所」を「鳥取市三伯医師会附属鳥取准看護学院」に改める。

鳥取県告示第二百三十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

由により修学困難である者に対して、奨学資金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

二 出願資格
○高校奨学生

- 1 県内に所在する高校第二学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。
- 2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。
- 3 同一世帯における年間収入が次の基準以内で、経済的理由により修学が困難であると認められること。

イ 中学校第二、第三学年の学習成績の平均値が、それぞれ四、二以上であること。

ロ 高等学校第一学年の学習成績が学年全生徒の一〇%以内であること。

第1表 収入基準額表

区分	収入基準額 千円
1人	240
2人	295
3人	350
4人	404
5人	459
6人	513
7人	568
8人	612
9人	655
10人	699
11人	742
12人	787

第2表 特別控除額表

特別の事由	特別控除年額 円
就学者の世帯であること。	小学校児童 1人につき 10,000
	中学校生徒 〃 15,000
	高等学校生徒 〃 30,000
	大学生 〃 60,000
身体障害者等と。	経済的に特別の支出をしている金額 (医師等の支払金額証明書を添付すること。)

(備考)

第一表の金額は、同一世帯における年間総収入額から、次の控除額を差引いた後の年間収入額、この基準額以下の収入状況にあるものが、出願資格者となる。

イ 給与所得控除

(1) 収入金額が四十一万円以下である場合

一万円と、当該収入金額から一万円を控除した金額の二〇%に相当する金額との合計額

(2) 収入金額が四十一万円をこえ七十一万円以下である場合
九万円と、当該収入金額から四十一万円を控除した金額の一〇%に相当する金額との合計額

(3) 収入金額が七十一万円をこえる場合
一律十二万円

ロ 営業所得控除

農業、工業、商業、水産業等の所得について正当な必要経費として支出された金額

ハ 特別控除

第二表に定めるそれぞれの金額

4 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることになつた場合他の奨学資金を辞退するときは差支えないこと。

5 奨学資金を受けることとなる日(昭和三十七年四月一日)の一年前から、引続き県内に住所を有する者の子弟であること。

○大学奨学生

1 大学第一年に在学する学生であること。

2 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

3 その他高校奨学生の出願資格に準ずる。均値が、それぞれ三、五以上であること。

三 採用人員

高校奨学生 三十人
大学奨学生 二十人
計五十人

四 奨学資金の額

高校在学中 月額 二千元
大学在学中 月額 五千元

五 貸与の期間

奨学資金の貸与の始期は、昭和三十七年四月で、その期間はそれぞれ次のとおりとする。

1、高校奨学生にあつては、原則として高校第二学年から、大学に進学した場合、それぞれの大学の修業年限の終期まで。

2 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期まで。

六 奨学資金の返還

奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内に、年賦、半年賦又は一年以内の割賦で返還しなければならない。ただし、真に止むを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

七 出願の手續

1 奨学生を志望する者は、次の書類を調整して在学高等学校長又は出身高等学校長に出願すること。

- イ 鳥取県育英奨学生願書 一部
- ロ 家庭状況調査書 一部

ハ 在学証明書（大学に在学する者に限る。）
2 前項の願書に連署する連帯保証人は、二人とし、うち一人は本人が未成年者である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

八 出願及び選考の時期

1 出願（推薦）期日
昭和三十七年五月七日（月）まで

2 選考期日

第一次選考（書類）昭和三十七年五月中旬
第二次選考（面接）昭和三十七年五月下旬
（第二次選考は、高校奨学生として第一次選考合格者について行なう。）

九 その他

この制度についての問合せ及び連絡は、在学（又は出身）高等学校又は県教育委員会高校教育課に行なうこと。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年四月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本籍 東伯郡東伯町大字浦安三五九
住居

桶本竹野

二 聴聞の期日

昭和三十七年五月十六日 午後一時から

三 聴聞の場所

米子市万能町 米子警察署会議室

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の給料の調整額に関する規則の

一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

